

## ■ 有効活用部会の開催概要

	開催日	議題
第1回	令和4年12月23日(金)	空き家バンクについて
第2回	令和5年2月20日(月)	・空き家バンクについて ・「全国版空き家バンク」について

## ◇ 有効活用部会 経過概要

## 【第1回】

事務局より、前期から続いている空き家バンク(以下バンク)の整備状況を報告し、委員にご議論いただいた。結果、今後も継続して議論し、令和5年度開始を目途に、バンクの整備を進めていくこととなった。

## 〈第1回議題および助言の概要〉

空き家バンクについて

バンクの整備状況について、様式を簡素にし、手続の簡略化を進めていること等を事務局より説明し、ご議論いただいた。

**部会としての助言** 市民がバンクの利用を躊躇しないよう、手続を簡略化すること。未登記物件の取扱いや、課税情報の活用について確認、検討を。

## 【第2回】

前回の議論を踏まえたバンクの整備状況等を報告し、再び委員にご議論いただいた。また「全国版空き家バンク」への参加についてもご議論いただいた。結果、令和5年度からのバンク運営開始と、「全国版空き家バンク」への参加を行うこととし、第2回空家等対策協議会にて議題とすることとなった。

## 〈第2回議題および助言の概要〉

1. 空き家バンクについて

現在のバンクの整備状況について事務局より説明。また前回の議論で課題となった、「未登記物件の取扱い」「物件登録時の課税情報活用(事務局による情報取得)」についても方針を説明し、ご議論いただいた。

**部会としての助言** 「未登記物件の取扱い」は通常の流通においても普通にあること。物件登録の間口を狭くしないためにも、登録可能とすべき。また「物件登録時の課税情報活用」については、登録者とのトラブルを避けるため、事務局による情報取得ではなく、必ず登録者に直接取得させるべき。

2. 全国版空き家バンクについて

事務局より「全国版空き家バンク」の説明。自治体を横断し、空き家の登録情報にアクセスできるもの。国交省の委託の下、2社が運営。この「全国版空き家バンク」への参加についてご議論いただいた。

**部会としての助言** 市内の空き家問題解消の機会を少しでも増やすため、参加すべき。

## 〈第2回 その他〉

事務局より、空き家バンク設置スケジュール(案)の説明。バンク設置までに、登録物件の媒介等に関する協定を、宅地建物取引業の公益社団法人 2団体と締結するとの説明があった。また、バンク周知のチラシ・ポスター案の説明があり、様々なご意見をいただいた。